

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会

No.48 2012. 2. 14

発行責任者 柿本 克彦

編集責任者 教 宣 部

「謝罪文(2008年)」を手交したにも関わらず、 今もなを繰り返す掲示物不当撤去！！

1月20日、関西地本＝関西支社間で昨年の年末手当5%カットに関する苦情処理会議が開催されました。そしてそのカット理由を掲示板に張り出したところ、1月27日、尾浦副所長が分会長に対して「協約違反です。16時15分までに撤去してください。」と撤去通告をしてきたのです。

分会長は「どこが協約違反ですか」と尾浦副所長に質問しましたが、尾浦副所長は何も答えず、一方的に「同じ掲示を張られた場合、無通告で撤去する場合があります。」というだけでした。

分会は、会社が理由を明らかにしないことから自ら撤去する理由が無いため、そのまま掲示をしていました。そして18時頃に掲示板を確認したところ掲示物は会社により撤去されていたのです。

会社は東海労結成以降数々の組合掲示物不当撤去を行ってきました。そういった経緯から組合は地労委や裁判をつうじて会社の不当性を訴えてきました。その闘いの結果2008年最高裁判所は会社の不当労働行為を認め、そして会社は社長名で組合側に「謝罪文」を手交しています。

その「謝罪文」の中には「**今後このような行為を繰り返さないようにします。**」とはっきり明記してあります。

掲示物を即刻撤去しなくてはならなかった理由は？

会社は、東海労組合員を60歳定年以降職場から放逐しようと「専任社員制度」を悪用し恣意的なボーナスカット攻撃をおこなってきました。・・・その「カット理由」は裏面で明らかにしています。

会社は分会掲示物を「協約違反」と言い放ち、理由も言わず掲示物を一方的に撤去してきました。理由も言われないような都合の悪いことでもあるのでしょうか？

会社の東海労組合員を狙い撃ちにしたカット攻撃は分会掲示物によって明らかになったことはいまでもありません。また、その「カット理由」が日頃からの管理者の点検と称する行為において些細な事象をことさら「指摘」したとする「カット理由」をみたとき他労組の人はどのように思ったのでしょうか？

こんな理由でカットされてはかなわん！と思うのが一般論ではないでしょうか！

そこで会社は、「カット理由」を多くの社員にみせてはいけないと判断し即刻掲示物の撤去を行ったと考えられます。

私たちは、このようななりふりかまわない不当労働行為を断じて許さない！会社の理不尽な行為に対して断固もの申し闘っていきます。

組合員の「カット理由」は以下の内容です。

《A組合員のカット理由》

- ① 5月頃、仕業検査チェックシートの記入を誤った。
- ② 7月頃、仕業検査において、パンタグラフの風防カバーの検査を怠った。
- ③ 9月頃、仕業検査において、前頭排障装置の検査を怠った。

《B組合員のカット理由》

- ① 4月頃、仕業検査において、EGS投入前に断路器「切」の確認を怠った。
- ② 4月頃、仕業検査のパンタグラフ検査後の確認において、チェックシートとの照合を怠った。
- ③ 8月頃、仕業検査において、検査項目である標識灯の確認を怠った。

《C組合員のカット理由》

- ① 5月頃、仕業検査において、T型分岐ケーブルヘッドの検査を怠った。
- ② 7月頃、作業実績書の記入を誤った。（項目内容）
- ③ 8月頃、仕業検査において、補助排障装置の検査を怠った。

《D組合員のカット理由》

- ① 4月頃、仕業検査時、ヘルメットを未着用であった。（運転台）
- ② 4月頃、仕業検査において、ワイパーの検査を怠った。
- ③ 7月頃、仕業検査において、EGS関係検査の手順を誤った。